

## 妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示について (報告)

### 1. 改正の趣旨

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）では、事業主に対し、女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならないと定めている。
- また、同法では、この事業主が講ずべき措置の実施に関する指針を定めることとされており、
  - ・ 厚生労働大臣が、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成9年労働省告示第105号。以下、「女性労働者指針」という。）」を、
  - ・ 国土交通大臣が、「妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成10年運輸省告示第23号。以下「女子船員指針」という。）」をそれぞれ定めている。
- 女性労働者指針では、女性労働者に係る指導事項の内容が当該事業主に的確に伝達され、かつ、講ずべき措置の内容が明確となるよう、事業主は、別記様式として規定されている「母性健康管理指導事項連絡カード（以下「母健カード」という。）」の利用に努めるものとされており、女子船員指針についても同様に規定されているところ。
- 母健カードについては、制定から一定期間が経過していることから、今般、女性労働者指針において、医学的知見から文言の適正化等の見直しを行うこととしており（※）、これを踏まえ、女子船員指針についても同様の改正を行うもの。  
（※）令和3年3月31日告示、7月1日適用

### 2. 改正の概要

- 母健カードについて、措置が必要となる症状等に関する表現、記載方法、その他所要の改正を行う。主な改正内容は以下のとおり。
  - ・ 「症状等」について現在の医学的知見を反映した表現の見直し  
（例：「切迫流産（妊娠22週未満）」、「切迫早産（妊娠22週以後）」等の疾患名を「腹部緊満感」、「子宮収縮」、「性器出血」等の症状名に変更）
  - ・ 医師等による記載欄を表裏2面から表面に集約
  - ・ 現行様式では特定の症状に対して選択可能な標準措置が限定的であったが、症状に応じて必要な標準措置を選択しやすい形式に変更

### 3. 適用期日等

- 告示日：令和3年6月（予定）
- 適用期日：令和3年7月1日（予定）